

平成20年6月4日

内閣官房長官
消費者行政推進担当大臣

町村信孝様
岸田文雄様

社団法人 北海道消費者協会
会長 橋本智子

消費者庁（仮称）創設を求める要請

平素から当協会の活動に対しまして、特段のご支援ご指導を賜り心より厚くお礼申し上げます。

近年、牛肉偽装やガス湯沸かし器の中毒事故、悪質商法による消費者被害などが多発し、国民の食の安全や暮らしの安全が脅かされている状況にあります。

福田総理大臣は強いイニシアティブで、各省庁の縦割り行政を打開し、国民の「安全・安心」を確保するため、消費者・生活者の視点に立った消費者行政を一元的に推進する強力な権限を持つ新組織「消費者庁」の創設と、地域消費生活センターの体制強化など、地域消費者行政の強化に取り組んでおります。

今後、新組織の実現に向け、一層のご尽力を賜りますよう宜しくお願い申し上げますとともに、次の事項について地域の状況等を十分配慮いただきたく強く要望します。

記

- 一 地域の消費生活センターの法的位置づけと、新組織が一元的に機能する為の権限の付与
 - 一 新組織と情報の共有化が図れるようPIO-NET等全国的なネットワークの構築
 - 一 地域消費生活センターが十分に機能できる為の国の財政並びに人的支援
 - 一 消費者・生活者の視点に立って苦情処理に当たる専門職員の育成
 - 一 消費生活センター職員並びに消費生活専門相談員の処遇の改善
- （以上）

